

定 款

日立建機株式会社

日立建機株式会社定款

第 1 章 総 則

- 第 1 条 (商号) 当社は、ランドクロス株式会社と称し、LANDCROS Corporation と英訳する。
- 第 2 条 (目的) 当社は、次の各号の事業を営むことを目的とする。
- 1 建設機械、運搬機械、農業機械、特殊車両、公害防止装置、内燃機関、油圧機器及びこれらに関連する機械器具の製造、修理及び販売
 - 2 超音波計測機器、レーザー加工機、ファクトリーオートメーション機器及びこれらに関連する機器の製造、修理及び販売
 - 3 前各号の機器の賃貸借及びリース
 - 4 土木、建築、電気及び電気通信工事、管工事、清掃施設工事、その他建設工事の請負
 - 5 不動産の賃貸、管理及び運用
 - 6 金融業
 - 7 電気の供給
 - 8 前各号に附帯関連する一切の事業
- 第 3 条 (指名委員会等設置会社) 当社に、取締役会、指名委員会等（指名委員会、監査委員会及び報酬委員会をいう。以下同じ。）及び会計監査人並びに執行役を置く。
- 第 4 条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都千代田区に置く。
- 第 5 条 (公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

- 第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、7 億株とする。
- 第 7 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、100 株とする。
- 第 8 条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
- 1 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
 - 2 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - 3 本定款に定める権利
- 当社の単元未満株式を有する株主は、その所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に対し請求することができる。
- 第 9 条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。
- 第 10 条 (株式等取扱規則) 当社の株主の権利の行使等に関する取扱いその他株式及び新株予約権に関する取扱い並びにその手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会に委任された執行役が定める株式等取扱規則による。

第 3 章 機 関

第 1 節 株 主 総 会

- 第 11 条 (招集) 当社の定時株主総会は、第 12 条に定める基準日から 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
- 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。
- 第 12 条 (定時株主総会の基準日) 当社は、毎事業年度後の 4 月末日現在の株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 第 13 条 (議長) 株主総会の議長は、執行役社長がこれに当たる。
- 執行役社長に事故あるときは、予め取締役会の決議によって定めた順序により他の者がこれに当たる。
- 第 14 条 (電子提供措置等) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
- 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、

議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 15 条 （決議方法）株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

第 16 条 （議決権の代理行使）株主は、代理人 1 名を定めて議決権を行使することができる。但し、代理人は、当会社の議決権を行使することができる株主でなければならない。

前項の場合には、代理権を証明する書面を予め当会社に提出しなければならない。

第 2 節 取締役、取締役会及び指名委員会等

第 17 条 （員数）当会社に取り締役 15 名以内を置く。

第 18 条 （選任）取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が総会に出席することを要する。

前項の決議は、累積投票によらないものとする。

第 19 条 （任期）取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、他の取締役在任中、新たに就任した取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間とする。

第 20 条 （取締役会の招集権者及び議長）取締役会の決議によって、取締役会を招集し議長となる取締役 1 名を定める。

第 21 条 （取締役会の招集）取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日より 1 週間前に発するものとする。但し、緊急のときは、これを短縮することができる。

第 22 条 （取締役会の決議の省略）取締役会の決議の目的事項の提案について、決議に加わることで取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第 23 条 （取締役の責任免除）当会社は、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であったものを含む。）の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。

当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、その取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、会社法第 425 条第 1 項各号の額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

第 24 条 （取締役会規則）取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 25 条 （委員会規則）指名委員会等に関する事項については、法令、本定款又は取締役会において定めるもののほか、各委員会において定める規則による。

第 3 節 執行役

第 26 条 （員数）取締役会の決議をもって、当会社に執行役 30 名以内を置く。

第 27 条 （任期）執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度の末日までとする。

第 28 条 （社長、副社長等）取締役会の決議によって執行役社長 1 名を選定する。但し、執行役社長は代表執行役でなければならない。

取締役会の決議によって当会社の執行役に副社長等の名称を付すことができる。

第 29 条 （執行役の責任免除）当会社は、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項の執行役（執行役であったものを含む。）の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。

第 30 条 （執行役規則）執行役に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役規則による。

第 4 節 相 談 役

第 31 条 （相談役）取締役会の決議をもって当会社に相談役を置くことができる。

第 4 章 計 算

- 第 32 条 （事業年度）当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。
- 第 33 条 （剰余金の配当等の決定機関）当会社は、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議にはよらず、取締役会の決議によって定めることができる。
- 第 34 条 （剰余金の配当の基準日等）当会社は、毎年3月末日現在又は毎年9月末日現在の株主又は登録株式質権者に対し剰余金の配当をすることができる。
前項に定める場合のほか、基準日を定め、剰余金の配当をすることができる。
剰余金の配当が、その支払開始の日から満3年以内に受領されないときは、当会社は、支払いの義務を免れるものとする。

附 則

- 第 1 条 （商号変更）定款第 1 条の変更は、2027 年 4 月 1 日に効力が生じるものとする。
本条は、定款第 1 条の変更の効力発生日経過後にこれを削除する。
- 第 2 条 （本店所在地の変更）定款第 4 条の変更は、2027 年 4 月 1 日に効力が生じるものとする。
本条は、定款第 4 条の変更の効力発生日経過後にこれを削除する。

以 上
(2026. 6. 29 変更)